

★ 保険申込みにあたり、提出書類の確認にご利用ください。(本紙の提出は不要です。)

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険 提出書類一覧 【検査事業者コース・戸建住宅専用】

西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
和暦	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
西暦	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
和暦	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	

	申込書および添付書類	備考	
申 込 関 係 書 類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約申込書【検査事業者コース・戸建住宅専用】 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 付近見取図 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 各階平面図またはこれに代わる図面等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 新耐震基準等に適合していることが確認できる資料 </div>	本帳票1枚目 間取(壁、開口部、天窓等の位置)がわかるもので、次の記載が必要です。木造・鉄骨造⇒床下点検口と小屋裏点検口の位置。共同住宅⇒対象住戸の床面積(壁芯)。併用住宅⇒各室の用途。 下表「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧」のいずれかの資料が必要です。	
	リフォーム工事 または引渡しまでの 間にリフォーム 工事予定の住宅	リフォーム工事全て <input type="checkbox"/> リフォーム工事の内容がわかる資料 構造の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 構造図等 <input type="checkbox"/> 工事工程表 防水の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 防水措置の状況に関する資料 <input type="checkbox"/> 工事工程表	構造の工事とは、耐力壁、筋交い、柱・梁、小屋組の新設または撤去を伴う工事をいいます。 防水の工事とは、防水層の新設または撤去を伴う屋根工事・外壁工事をいいます。
	住宅により 異なるもの	<input type="checkbox"/> 構造図一式 <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険契約で実施した現場検査結果または事前現場検査結果に関する資料	大規模住宅(延床面積が500㎡以上または階数(地階を含む)が4以上の住宅をいいます。以下同じ)かつ、木造以外の場合に必要です。 過去の検査結果または事前現場検査の結果を活用して検査を省略する場合に必要です。
	非破壊検査の 省略のために 必要な資料 (大規模住宅に限りません)	鉄筋探査の省略の場合 <input type="checkbox"/> 確認済証または設計住宅性能評価書等の写し <input type="checkbox"/> 確認済証または設計住宅性能評価書等の写し コンクリート圧縮強度試験の省略の場合(すべて必須) <input type="checkbox"/> 新築時のコンクリート工事の仕様書(構造標準仕様書・構造特記仕様書)の写し <input type="checkbox"/> 検査済証または建設住宅性能評価書の写し	確認済証は平成11年5月以降に交付を受けたものに限りません。 確認済証は平成11年5月以降に交付を受けたものに限りません。 検査済証は平成11年5月以降に確認済証の交付を受けた新築住宅のものに、建設性能評価書の写しは新築住宅のものに限りません。

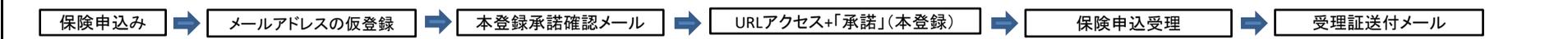
□「保険対象住宅の建築確認日が1981年(昭和56年)6月1日以降の場合」				
資料	建築確認日等(※)	発行者等	その他条件	備考
建築確認に 関する資料	確認済証、建築確認通知書または検査済証の写し 建築確認に係る記録を証明する書類の写し	特定行政庁	昇降機等に関するものを除きます。	「建築確認記載事項証明」「確認台帳記載事項証明」等の資料(行政庁により呼称が異なります。)または建築計画概要書で確認済証交付年月日の記載および行政庁の発行印等があるもの(窓口で交付されない場合でも、情報開示請求等の手続きで入手できることがあります。)
住宅金融公庫融資 に関する資料 (フラット35の融資を含む)	公庫融資[設計検査]に関する通知書の写し 公庫融資[現場検査]に係る通知書(竣工時)の写し	設計検査の合格年月日 現場検査(竣工時)の合格年月日	適合証明検査機関 合格年月日が昭和56年6月1日以降のものに限りません。 合格年月日が昭和58年4月1日以降のものに限りません。	これらの資料は、建物状況調査の「耐震性に関する書類の確認」では、書類なしの扱いとなります。
登記事項証明書の写し	登記の原因(新築)の日	法務局	登記の原因(新築)の日付が昭和58年4月1日以降のものに限りま	

※ 上記のほか、次の資料がある場合は住宅あんしん保証にご相談ください。
 ①新築時の建設住宅性能評価書の写し ②新築住宅瑕疵担保責任保険・既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付保証書の写し ③保険法人検査に係る保険法人検査実施確認書の写し

□「保険対象住宅の建築確認日が不明もしくは1981年(昭和56年)5月31日以前の場合」または「構造耐力上主要な部分の新設または撤去を含むリフォーム工事等が行われた場合」				
資料	建築確認日等(※)	発行者等	その他条件	備考
次のいずれかの書類の写し ①耐震基準適合証明書 ②住宅耐震改修証明書 ③固定資産税減額証明書 ④耐震改修に関して発行された増改築等工事証明書	証明年月日	確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士 住宅瑕疵担保責任保険法人 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、証明者の記名・押印があるものに限りません。	租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又は地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類であって所定の税制特例を受けるために必要となる証明書です。
構造計算書または構造確認書(建築士法第20条第2項に規定する証明書)等の写し	作成年月日	建築士事務所 確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士事務所 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、建築士の記名があるものに限りません。	建築士が現行建築基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に定める構造耐力基準)に適合していることを、仕様規定への適合性の確認または構造計算により確認したことを証する書類です。
耐震診断結果報告書の写し			原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、発行者が建築士の場合は建築士の記名があるものに限りません。	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて発行者が耐震診断を行い、作成した書類です。
既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付保証書の写し	保険契約締結日	住宅瑕疵担保責任保険法人	保険契約締結日が平成25年1月1日以降のものに限りません。	
既存住宅に係る建設住宅性能評価書の写し	評価書交付年月日	住宅性能評価機関	耐震等級が1以上必要です。	耐震等級とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1の1-1(4)イおよびロに規定する基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価とします。

※ 提出する書類に応じた日付を申込書の「建築確認日等」の欄にご記入ください。

受理証等送付先メールアドレス はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます。本登録承諾確認メールが届いたらメール記載のURLにアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)
 ・2つ以上のメールアドレスへの送信をご希望の場合は、「受理証等送付先メールアドレス記入シート」をご提出ください。



あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約申込書【検査事業者コース・戸建住宅専用】 記入例

申込日 西暦 20 23 年 4 月 1 日 **あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約申込書【検査事業者コース・戸建住宅専用】**

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約(検査事業者コース)を以下のとおり申し込みます。

- ご注意事項**
- 保険契約者が保険対象住宅の検査を行う場合に限り、本保険に加入することができます。宅地建物取引事業者が売主となる売買契約の場合、本保険に加入することはできません。
 - 既に人の居住の用に供したことがある住宅または建設工事完了の日から起算して1年を経過して売買契約を締結した住宅が本保険の対象です。
 - 現場検査は保険契約の締結を目的とした検査であり、現場検査完了証は保険対象住宅の性能を評価し、表示するものではありません。
 - また、現場検査により、保険対象住宅に瑕疵がないことを保証するものではありません。
 - 現場検査の結果「指摘事項あり」となった場合は、指摘事項の改善をしなければ保険に加入することはできません。
 - 新規お申込み受理日から1年を超えても検査が完了(指摘事項の改善確認を含みます。)しない場合、または、最終現場検査の実施日から1年を超えても対象住宅が引き渡されない場合は、株式会社住宅あんしん保証は保険契約の申込受理を取り下げることがあります。
 - 「建物の不具合に対する補修方法と手続きの参考例」の内容をご確認ください。
 - 住所・氏名等において、システム上印字できない一部の漢字は、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをいたしますので、(例) 吉 → 吉 橋 → 橋 祐 → 祐 今 → 今 あらかじめご了承ください。

保険契約申込者(被保険者)

登録事業者番号 8 0 0 1 1 1 1 - 0 0 0 ※ 拠点(支店)を登録している場合のみ3桁の数字をご記入ください。それ以外は記入不要です。

フリガナ トクキョウト チュウオウク アンシンチョウ

〒 130 - 0000

東京都中央区安町1-1-1

フリガナ アンシンマイケンチケツケイジ ヲシヨ アンシン タロウ

安心三郎

株式会社安心住まい建築設計事務所 代表取締役 安心太郎

(法人の場合、個人印では取り扱えません)

住宅・買主情報

所在地 フリガナ トクキョウト アキルシ アキル

〒 190 - 0000

東京都あきる野市秋留7-8-9

フリガナ ニホンハシ シロウ

日本橋 次郎

建物名称

建築確認日等 西暦 1993 年 8 月 12 日

○ 「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料」としてご提出いただく書類によって異なりますので、本様票2枚目の「提出書類一覧」を確認ください。

瑕疵保険利用をご提案いただいた仲介業者名 **株式会社安心不動産** 事業者番号 9 0 0 2 2 2 2

○ 住宅あんしん保証に届出・登録されている場合はご記載ください。(任意)

申込概要

保険料 申込受理証記載のとおり

検査手数料 申込受理証記載のとおり

保険期間 および 保険金額

引渡予定日 西暦 20 23 年 6 月 1 日

延床面積 168.2 m²

非住宅部分の有無 無

特約

給排水管路補償特約

給排水管路を保険対象部分に追加する特約です。

保険期間 主契約と同一

保険金額 主契約と同一

募集店コード	募集店名	支店・営業所名
受付センターコード	受付センター名	支店・営業所名

現場検査

リフォーム工の有無、工事の内容についてご確認ください。

リフォーム工の予定がない、または完了済

引渡しまでのいずれかの時期

リフォーム工中または引渡しまでの間にリフォーム工事予定

リフォーム工に以下の工事内容が含まれる場合
 a. 耐力壁、筋交い、柱・梁、小屋組の新設または撤去を伴う工事
 b. 防水層の新設または撤去を伴う屋根工事・外壁工事

リフォーム工に上欄の a または b の工事内容が含まれない場合

左記 a または b の工事完了時(施工部分が目視できる時期)(※)

すべてのリフォーム工の完了時(※)

○ 保険申込後に現場検査を実施する必要がある場合は、検査希望日を記入ください。住宅あんしん保証の他の保険の検査結果を利用する場合は、検査実施日をご記入のうえ、下記に☑をして検査した受付番号をご記入ください。

検査希望日または実施日 西暦 20 23 年 4 月 13 日

住宅あんしん保証の他の保険の現場検査結果を利用する受付番号を記入ください。

検査等の結果を利用する H

非破壊検査の省略

(延床面積が500㎡以上または階数(地階を含む)が4以上の大規模住宅に限りです)

○ 所定の資料(詳細は本様票2枚目参照)の審査により、次の非破壊検査を省略することができます。省略を希望する検査にチェックしてください。ただし、目視検査で構造部分に劣化事象等が確認された場合は、追加で非破壊検査の実施が必要です。(有償)

鉄筋探査

コンクリート圧縮強度試験(リバウンドハンマー)

他の保険契約

無 有 ⇒ 保険法人名

○ 他の保険契約とは、あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(検査事業者コース)と補償内容の全部または一部を同じとする瑕疵保険契約をい、保険契約者が誰であるかを問いません。

申込担当者 所属 **安心 三郎** 氏名 **営業部**

TEL 03-0000-0000

受理証等送付先メールアドレス(※1) XXXXXXXXXXXX @ j-anshin.co.jp

検査立会予定者(瑕疵保証検査員等) 会社名 **株式会社安心住まい** 氏名 **検査 花子**

TEL(※2) 090-0000-0000

検査特例を利用する(建築士事務所の場合は以下をご記入ください。)

資格 既存住宅状況調査技術者

機関名(※3) 住宅瑕疵保険協会 その他()

資格番号 0000000

※1 詳細は、本様票2枚目をご確認ください。
 複数のアドレスを登録する場合は、別途「受理証等送付先メールアドレス記入シート」(X-340)をご提出ください。
 ※2 日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。
 ※3 既存住宅状況調査技術者講習実施機関名をご記入ください。

募集人氏名	受付センター記入欄	募集店記入欄	登録センター記入欄
募集人番号	受領者氏名	受領日	年 月 日

■ 検査パターン別記入内容

記入例のパターン

	1	「検査希望日または検査実施日」欄	2	「検査特例を利用する場合のみ記入」欄
現場検査を実施する場合(通常の保険申込の場合)				検査希望日をご記入ください
検査結果を利用する場合(他の保険契約の検査結果または事前現場検査結果)				検査実施日をご記入ください
検査特例を利用する場合	すでに検査を実施している場合			チェックしないでください
	保険申込後に検査を実施する場合			【保険契約申込者が登録性能評価機関の場合】 チェックしてください(上段のみ)
				【保険契約申込者が建築士事務所の場合】 チェックし、既存住宅状況調査技術者の資格に関する情報を記入してください